

評議員及び役員の報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般財団法人放射線利用振興協会（以下「協会」という。）の定款第12条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員についての報酬及び職務に必要な費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 協会は、定款第23条第2項に規定する理事長、専務理事及び常務理事には、その職務執行の対価として以下の各号に規定する額を限度に報酬を支給することができる。

- (1) 理事長 年額 3,000,000円、支払い方法は月額 250,000円
- (2) 専務理事 年額 9,180,000円、支払い方法は月額 765,000円
- (3) 常務理事 年額 8,550,000円、支払い方法は月額 712,500円

2 評議員に対して、その職務執行の対価として、各事業年度の総額が100万円を越えない範囲で、支払うことができるものとし、評議員会への出席の都度、20,000円を支給するものとする。

3 協会は、第1項に規定する役員を除く非常勤の役員には、その職務執行の対価として、理事会等へ出席の都度、20,000円を支給するものとする。

4 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(退職慰労金の支給)

第4条 理事長の退職に当たっては、次の算式により算出した額を100万円を限度に退職慰労金として支給することができる。ただし、在任年数が6ヶ月に満たないときは支給しないものとする。

- ・ 退任時の契約年俸額 ÷ 12月 × 在任年数

2 専務理事及び常務理事の退職に当たっては、その任期に応じて次の算式により計算された額を限度に退職慰労金を支給することができる。ただし、在任年数が6ヶ月に満たないときは支給しないものとする。

・ 退任時の契約年俸額 ÷ 12月 × 63歳に達するまでの在任年数

3 理事長を除く非常勤の役員には、退職慰労金は支給しない。

(費用)

第5条 協会は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した旅費については、旅費規程に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。その他の費用については、証拠書類に基づき、実費を支払うものとする。

2 常勤の理事には、職員給与規程に準じて、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。